

しまね特別支援教育魅力化ビジョン

令和3年2月

島根県教育委員会

目次

I 策定にあたって

1 策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
3 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
4 「特別支援教育の魅力化」とは	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 育成したい人間像と取組の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 4

II 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校	
(1) 職業教育と就業支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 6
(2) 地域と連携・協働した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 6
①地域と学校との連携の強化	
②地域資源を活用した教育の推進	
(3) 医療依存度の高い幼児児童生徒の教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 7
①学校看護師の計画的な配置	
②就学前の早期の情報共有	
③医療的ケアに関する専門的な助言の提供	
(4) 教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 8
①通学支援の充実	
②ICT活用の推進	
③特別支援学校の狭隘化や大規模化への対応	
2 就学前	
(1) 市町村における相談支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 9
(2) 早期支援のための相談窓口の周知	・ ・ ・ ・ ・ 9
(3) 所（園）内体制の充実	・ ・ ・ ・ ・ 10
(4) 盲学校幼稚部の設置	・ ・ ・ ・ ・ 10
3 小学校、中学校	
(1) 発達障がいの可能性のある児童生徒への支援	・ ・ ・ ・ ・ 11
①新しい学びの場の検討	
②特別支援教育支援専任教員等による支援の強化	
③ICT活用の推進	
(2) 校内体制の機能強化	・ ・ ・ ・ ・ 12
(3) 特別支援学級に対する支援の継続	・ ・ ・ ・ ・ 12
(4) 通級による指導での支援内容の共有	・ ・ ・ ・ ・ 13
(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進	・ ・ ・ ・ ・ 13

4 高等学校	
(1) 校内体制の強化	・・・・・・14
(2) 通級による指導の拡充	・・・・・・14
(3) 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進	・・・・・・14
(4) 合理的配慮アドバイザーの配置	・・・・・・15
(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進	・・・・・・15
(6) ICT活用の推進	・・・・・・15
○安全な学校生活のために（学校における衛生管理等）	・・・・・・15

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援	
(1) 適切な就学相談の実施と就学先決定の充実	・・・・・・17
(2) 学校間等での引継ぎの充実	・・・・・・17
(3) 中学校における進路指導の充実	・・・・・・17
(4) 関係機関との連携の促進	・・・・・・17
(5) 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進	・・・・・・18
2 特別支援教育の理解・啓発	
(1) 交流及び共同学習の充実	・・・・・・18
(2) 障がいの理解教育の推進	・・・・・・19
(3) 地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進	・・・・・・19
(4) 障がいのある子どもの保護者との連携の促進	・・・・・・19

Ⅳ 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	
(1) 特別支援教育に関する指導力の向上	・・・・・・21
(2) 特別支援学校における専門的指導力の向上	・・・・・・22
2 人材育成と人材確保	
(1) 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成	・・・・・・22
(2) 特別支援教育を目指す人材の確保	・・・・・・23

参考資料	・・・・・・24
------	----------

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

島根県では、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うため、平成24年2月に策定した「しまね特別支援教育推進プラン」に基づき特別支援学校、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実に向け取り組んできました。

しかし、この間にも特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、特別支援教育の更なる充実が求められています。

平成18年12月に国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は、平成26年1月に条約を批准しました。この条約の24条（教育）では、障がい者があらゆる段階の教育を受けられるようにすべきこと、教育を受けるとき、それぞれの障がい者にとって必要な合理的配慮が提供されることが定められています。この条約の批准に向け、国内においては、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定など、国内法の整備が進められ、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、教育の分野においても、平成19年に「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換が行われ、平成24年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム¹の構築のための特別支援教育の推進（報告）」が中央教育審議会初等中等教育分科会から報告されました。その中で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、適切な指導と必要な支援を提供できる、多様で柔軟な学びの場の充実が求められています。

また、学習指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程の実現などの基本的な考えが示され、学校と社会との連携・協働が求められています。

このような特別支援教育をめぐる情勢の変化への対応を検討するため設置した「特別支援教育在り方検討委員会」の提言も踏まえ、本県における特別支援教育を充実させるため「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定します。

¹ インクルーシブ教育システム …… 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みで、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。（出典：文部科学省HP参考）

※合理的配慮 …… 障害者が他の者と平等に全ての人権又は基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（出典：文部科学省HP）

2 計画の位置づけ

島根県の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」に基づき、長期的な視野で特別支援教育の教育環境を充実させていくための、基本的な考え方や取組の方向性を示すものです。

3 計画の期間

令和3年度（2021年4月）から令和12年度（2031年3月）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて、必要に応じて本ビジョンを見直します。

4 「特別支援教育の魅力化」とは

●島根県における特別支援教育の魅力化とは

島根県における「特別支援教育の魅力化」とは、「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指し、特別支援教育をよりよいものに高めていくことです。

学校・家庭・地域での双方向の連携・協働により、学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組で、地域の中で、障がいのある子どもの「生きる力」を育てていきます。

●誰にとっての魅力なのか

なにより、障がいのある子どもにとっての魅力です。障がいのある子どもが達成感や充実感を感じ、夢や希望をもち、学び続け、自立や社会参加を実現していくことを目指します。また、保護者、教職員、地域の人々にとっての魅力でもあります。

保護者が子どもの成長を感じ、喜び、もっと学ばせたいと思える教育を目指します。

教職員が子どもの自立と社会参加を目指して互いに高め合おうとする教育を目指します。

そして、地域の一員としての役割を担う人材を育て、地域と協働して共生社会の形成を目指します。

●特別支援教育の魅力化で大切にしたいこと

(1) 教育目標の明確化

学校等が、子どもたちに育成したい力や教育の目標を明確にし、家庭・地域（関係機関も含む）と共有するとともに、子ども一人一人の教育目標を、保護者を含めた関係者で共有することが大切です。

(2) 自立と社会参加に必要な「生きる力」の育成

障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むために、「学びの支えを築く（知識・技能）」、「深め広げ豊かにする（思考力・判断力・表現力等）」、「人生や社会に生かす（学びに向かう力・人間性等）」という資質・能力を偏りなく育成していくとともに、自立活動の指導による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図っていくことが大切です。また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく、という「キャリア教育」²の視点を持ち、小学校段階から取り組んでいくことも大切です。

(3) 学校等と地域の協働

地域の中で学び、生きていくために、子どもたちの育ちを校（園・所）内に閉じず、子どもたちが積極的に地域に貢献したり、意志や願い、思いを発信したりしていくことが大切です。また、今まで以上に、地域の人的・物的資源を活用したり、医療、福祉、労働等の関係機関と連携したりし、学校等と地域が協働しながら子どもたちを育てていくことが大切です。

(4) 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を積極的に行っていくことが大切です。

このような「特別支援教育の魅力化」を学校等で進めていく中で、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていきます。そして、地域と共に障がいの有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けて取り組んでいきます。

² キャリア教育

・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育。（出典：文部科学省HP）

5 育成したい人間像と取組の方向性

本県の特別支援教育では、次のような人間像の育成を目指します。

1 「夢や希望をもち、その実現に向けて、学び続けようとする人」

子ども一人一人の自立と社会参加を目指す上で、子どもが主体的に自らの力を高め、ていくためには、「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦することが大切です。また、挑戦をする中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人であってほしいと考えます。

2 「人や社会とのつながりをもち、社会に参加・貢献しようとする人」

子ども一人一人の自立と社会参加を目指す上で、子どもが周囲の人や社会と関わることは必要不可欠であり、自分らしく他者や社会と関わっていくことが大切です。また、その関わりを通して自らの役割を見だし、社会に参加、貢献することができる人であってほしいと考えます。

3 「自分の意思をもち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人」

子ども一人一人の自立と社会参加を目指す上で、自分の意思をもち、他者に自分の思いを伝えることが大切です。また、社会で他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信を持って活動し、他者とお互いに助け合って生きていこうとする人であってほしいと考えます。

本県が目指す特別支援教育を以下の3本の柱で推進していきます。

1 多様な学びの場における教育環境の充実

～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

2 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

3 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～